

○防衛省告示第六十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和二年三月二十七日次のとおり決定された。

令和二年三月三十一日

防衛大臣 河野 太郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇四九	所沢通信施設	所沢市	国有	土地…約九、四〇〇平方メートル

所沢市が所沢市道三一一一四号線として公共の用に供するため共同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三〇四九 所沢通信施設 所沢市 国有 建物・約四〇平方メートル

国有 工作物・門等

ポンプ室等として追加提供する。